

# 賛助会員へご加入のお願い

公益社団法人 千葉県視覚障害者福祉協会

## 1 主旨

千葉県視覚障害者福祉協会は、千葉県内における視覚障害者の当事者団体として、県内の視覚障害者の生活環境の改善と福祉向上を推進するため、多年にわたって活動してきた団体であります。

既に、昭和52（1977）年には社団法人を取得し、視覚障害者が社会の構成員として自立した生活を営み、健常者（晴眼者）と共に、社会的使命を果たせる人材の育成を目指して、県から委託された事業と、自らが行う自主事業を実施し、常に視覚障害者の立場に立って活動してきました。

このたび、視覚障害者の当事者団体の公益社団法人としてさらにその基盤を強固なものとし、会員はもとより、会員外の県内に在住する全ての視覚障害者の生活支援を充実するために、組織の強化と財政基盤の安定化を図ることといたしました。

現在、千葉県内には、1万2千名を超える視覚障害者が居住しています。その中には、中途失明に陥り、その急激な生活上の変化により困難な暮らしを余儀なくされている人がいます。また、生まれつきまたは幼少期に起こる様々な原因で視覚障害に陥り、育児や教育、さらには就労に不安を持つ視覚障害児もいます。

こうした視覚障害児・者は、その家族や支援者を含めて種々の側面からの支援を必要としています。これらの方々の問題の解決のためには、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援や対策が重要です。特に、その生活上の困難を体験し熟知している当事者で構成する当法人の役割は、今高まっていると言えます。

私たちは、こうした視覚障害者の実態をふまえ、当事者団体の公益法人として千葉県内の全ての視覚障害者とその家族、さらには視覚障害者を支援する関係者（協力者）に対して、今回の公益認定を期に新たに事業活動を通じて幅広い支援活動を展開することを考えているところです。

そこで、必要な事業活動を推進して行くことのできる安定した財政基盤の実現と視覚障害者を包含する共生社会に向けた大衆意識を醸成するため、当事者会員はもとより、当法人のこうした事業に賛同していただける企業、法人等の団体の賛助会員を募ることといたしました。

つきましては、次項でお示しする内容をお読みいただき、是非私たちの主旨をご理解の上、できるだけ多くの団体の皆様のご入会をお願いいたします。

## 2 千葉県視覚障害者福祉協会の概要

### (1) 設立の目的

当協会は、視覚障害者の生活の質（QOL）の向上と福祉の増進を目指して、視覚障害者自身が共生社会の中で、その構成員として自立生活を達成し、社会参加を実現すると共に、有意な社会人としてその尊厳にふさわしい社会生活ができるよう、支援することを目的としています。

### (2) 主な事業

- ① 社会参加促進事業…視覚障害者が晴眼者（健常者）と同様に生活できるよう、支援していく事業です。
- ② 視覚障害者啓蒙啓発事業…視覚障害者への理解を促進する事業です。
- ③ 施設の貸与事業…視覚障害者福祉会館の研修室を開放し貸与する事業です。
- ④ その他…今後視覚障害者に必要な事業について検討して行きます。

## 3 賛助会員の加入手続き

### (1) 入会金及び会費

賛助会員は、入会の際に、入会手続きと共に入会金 1 万円を納入します。また会費は、毎年度 6 月末日までに 1 万円を納入することになります。（公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会は、税法上の寄付金控除対象団体となっております。）

### (2) 入会手続き

賛助会員となるには、協会事務所に備え付けの「入会申込書」に必要事項を記入の上、提出していただくことになります。

(3) その他の事項

① 名簿への登録と情報公開

賛助会員は、賛助会員名簿に登録し、当事者の了解の下ホームページ等により公開します。ただし、了解のない事項については、その情報を公開せず保護します。

② 退会

賛助会員が、任意に退会しようとするときは、お申し出により、「退会届」を提出していただきます。

4 その他

(1) 会費等振込先

金融機関名 千葉銀行本店営業部

口座番号 2038321

口座名義 公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会  
会長 小林英樹

(2) お問い合わせ (月曜日から金曜日の10時から16時)

千葉県視覚障害者福祉会館

〒284-0003 四街道市鹿渡 968-9

電話 043-421-5199

ファックス 043-421-5179

HP : <http://www1.odn.ne.jp/tisikyo>

Eメール: [tisikyo@syd.odn.ne.jp](mailto:tisikyo@syd.odn.ne.jp)